

検査の一部省略に関する特約条項

第1条 本契約物品は、予算決算及び会計令第101条の5に規定する数量以外の検査を省略するものとする。

第2条 乙は、検査省略のための保証として、甲の指示により品質保証書を提出するものとする。

第3条 乙は、納入した契約物品につき、保証期間内に破損、変質、性能低下その他の不具合が発見された場合は、甲の指示により無償で取替え、補修、その他必要な処置を講ずるものとする。

第4条 保証期間は、納入後12か月間とする。